

65歳以上対象

介護予防サポート事業

令和8年度も介護予防サポート事業を実施します!!



このマークが目印!

高齢者のみなさんが介護予防活動や、地域活動に参加することで、より元気にいきいきと過ごし、地域での支え合い活動に参加するきっかけとなるように、令和8年度介護予防サポート事業を実施します。

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当) ☎710-8286(直)

【ポイントを貯める期間】 4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

ポイント対象の活動(抜粋)

セルフサポート活動(健康づくりや介護予防)

- 地域包括支援センターの事業
例) ここから教室、健康講座
- 社会福祉協議会の事業
例) チャリティボウリング大会
- 町内団体事業
例) 傾聴カフェ、
ゲートボール協会月例大会など
- 介護予防に役立つ事業
例) 特定健診、
ニコニコ健康体操など

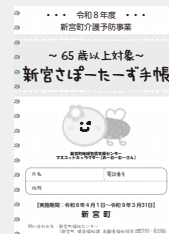
地域サポート活動(地域支え合い活動)

- 行政福祉会の事業
- 町内団体の事業
- シニアクラブ連合会の事業

1 「新宮さぼーたーず手帳」を受け取る

【配布場所】

- 町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当)
町地域包括支援センター
 - 役場健康福祉課
- ※地域サロンなど一部の対象事業でも配布します。



2 対象事業の活動に参加する

活動の責任者が参加を確認し、手帳にポイントのスタンプを押します。活動1回につき1ポイントで、1日に各活動2ポイントが上限です。

- ※年度での取得ポイントの上限
- ・セルフサポート活動 100ポイント
 - ・地域サポート活動 100ポイント

3 集めたポイントの給付申請をする

1ポイントにつき、セルフサポート活動20円、地域サポート50円として受給できます。

【給付申請期限】 令和9年3月31日(水)

【給付申請先】 町福祉センター健康福祉課
(高齢者福祉担当)

注意事項

- 給付申請は、年度につき1回のみです。
- 給付は5,000円が上限です。セルフサポートポイントのみの場合、25ポイント未満は給付申請できません。
- 給付申請をしなかったポイントは、翌年度へ繰り越してできません。
- 介護予防ポイント事業は変更になることがあります。町福祉センター健康福祉課(高齢者福祉担当)まで問い合わせください。

